

○愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和3年3月26日条例第13号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この条例で使用する用語は、児童福祉法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

**第3条** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（同省令第6条及び第6条の2を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（非常災害対策）

**第4条** 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該児童福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者等を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。

4 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。）は、第2項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 5 児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

**附 則**

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の準用）</p> <p><b>第14条</b> 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第13号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第3条の規定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条の2前段並びに第36条の規定並びに児童福祉施設基準条例第4条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令及び児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">読み替える</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">読み替えられる字句</td> <td style="text-align: center;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____規定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設基準省令第4条の見出し及び同条第2項</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </table>	読み替える			_____	読み替えられる字句	読み替える字句	_____			_____規定			児童福祉施設基準省令第4条の見出し及び同条第2項	省略		<p>（愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用）</p> <p><b>第14条</b> 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第5条、第6条第1項 _____、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項 _____、第3項及び第4項、第46条前段並びに第50条 _____の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる _____ 児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">読み替える</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設基準条例の規定</td> <td style="text-align: center;">読み替えられる字句</td> <td style="text-align: center;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>第5条 _____</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____の見出し及び同条第2項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	読み替える			児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条 _____	省略		_____の見出し及び同条第2項		
読み替える																												
_____	読み替えられる字句	読み替える字句																										
_____																												
_____規定																												
児童福祉施設基準省令第4条の見出し及び同条第2項	省略																											
読み替える																												
児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																										
第5条 _____	省略																											
_____の見出し及び同条第2項																												

児童福祉施設基準省令第4条第1項	省略	
児童福祉施設基準省令第5条第1項	入所している者	省略
児童福祉施設基準省令第5条第2項及び第11条第5項	省略	
児童福祉施設基準省令第5条第4項及び第7条の2第1項	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の見出し	入所した者	園児
児童福祉施設基準省令第9条、第11条第2項及び第3項並びに第14条の3第1項	入所している者	省略
児童福祉施設基準省令第9条	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の2	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の3	省略	
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	省略
	その児童等	省略
児童福祉施設基準省令第11条第1項	入所している者	省略
	第8条	設備運営基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第8条

第5条第1項	省略	
第6条第1項	入所者等	省略
第6条第2項及び第15条第5項	省略	
第6条第4項及び第9条第1項	省略	
第7条第1項及び第2項	入所者等	園児等
第11条、第15条第2項 —— 及び第3項、第20条並びに第21条第1項	入所者等	省略
第11条	省略	
第12条	省略	
第13条	省略	
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下——同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒するとき又は同条第3項	省略
	当該児童等	省略
第15条第1項	入所者等	省略
	第10条	設備運営基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第10条

	省略	
児童福祉施設基準省令第14条の2	利用者	園児
児童福祉施設基準省令第14条の3第1項	省略	
児童福祉施設基準省令第14条の3第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	省略
児童福祉施設基準省令第32条の2	第11条第1項	設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第11条第1項
	幼児	省略
	乳幼児	園児
児童福祉施設基準省令第36条	省略	
児童福祉施設基準条例第4条第1項	当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）	園児
児童福祉施設基準条例第4条第2項	入所者等	園児

2 児童福祉施設基準省令第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

	省略	
第21条第1項	省略	
第21条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施、保育__の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	省略
第46条	第15条第1項	設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	省略
第50条	省略	

2 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者等\_\_の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等\_\_の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。